

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会の後援名義使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の名義使用に関する許可基準(以下「許可基準」という。)第4条に基づき、後援名義を福祉関係団体等が使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、後援とは、事業等に対して、本会が経費の負担をせず、後援名義を使用することをいう。

(承認申請等)

第3条 後援名義を使用しようとする団体の代表者は、申請書(様式1)に次に掲げる関係書類を添付し、事業開始の30日前までに本会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要ないと認めるときはこの限りでない。

- (1) 定款、規約、会則等
- (2) 役員名簿
- (3) 事業等計画書
- (4) 収支予算書(様式2)
- (5) 活動実績書(様式3)
- (6) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは内容を審査し、承認の可否について承認通知書(様式4)又は不承認通知書(様式5)により通知するものとし、承認通知書には、事業等の実施に対して必要な条件を付することができることとする。

(遵守事項)

第4条 前項の規定により承認の決定を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 解散し、合併し、若しくは名称を変更し、又は対象事業等を中止したときは、直ちに会長に届け出ること。
- (2) 対象事業等の内容を変更するときは、速やかに会長に届け出て、その承認を得ること。
- (3) 対象事業等が終了したときは、速やかに別に定める事業等結果報告書(様式6)を会長に提出すること。ただし、会長が特に必要ないと認めるときはこの限りでない。

(承認の取消し)

第5条 会長は、名義使用の承認を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 解散したとき。
- (2) 対象事業等を中止したとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき又は正当な理由なく申請内容と異なる事業を実施したとき。
- (4) 許可基準及びこの要綱に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は法令及び遵守事項に反したとき。
- (5) 対象事業等の運営に際し、本会の不名誉となる行為が認められたとき。

2 取消しの効力は、決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、当該団体その他関係

者に損害が生じても本会はその責めを一切負わない。

- 3 承認を取消された団体に対しては、当該取消の日から原則として3年の間は、後援の承認を行わないものとする。
- 4 会長は、第1項の規定により承認を取消した場合は、取消通知書を申請者に送付する。
(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。